

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案（①緊急確保航路関係）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	港湾法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし				
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、現在、緊急確保航路を定めることを想定している港湾の数（可能であれば、各港湾の港区ごとの数）が分かれば、御教示下さい。

○ 国土交通省の説明

緊急確保航路は、現在のところ三大湾地域（東京湾、伊勢湾、大阪湾）において定めることを予定しており、各湾において緊急確保航路が接続する港湾は以下を予定しています。

- ・ 東京湾：東京港、川崎港、横浜港、横須賀港、千葉港、木更津港 の6港
- ・ 伊勢湾：名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港 の5港
- ・ 大阪湾：神戸港、大阪港、堺泉北港、尼崎西宮芦屋港、阪南港 の5港

《代替案に係る参考情報》

○ 当省の照会

代替案について、「当該規制の内容を法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。」と記載していますが、当該代替案と本件規制を導入しないこと（ベースライン）の相違点について、御教示下さい。なお、ベースラインは、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の代替案に該当しません。

○ 国土交通省の説明

代替案の場合は、まず国が非常災害時における船舶交通確保のための緊急確保航路について周知を図るとともに物件の処分や工作物の設置に係る届出等の要請を行い、これを受けた民間事業者が、法令に基づかない自主的な取組みとして、物件の処分や工作物の設置に係る届出等を行い、国は届出等の内容の確認を行うこととなります。これらを通じて事業者による物件の処分や設置の届出等が行われた場合は、非常災害時における緊急輸送の用に供する船舶の交通が一部確保されることが見込まれます。

一方、本件規制を導入しない場合は、上記の取組みがなされないこととなるため、緊急確保航路内に揚収が困難な物件が存在した場合に撤去が困難になるほか、工作物が設置されていた場合に船舶交通の支障となり、緊急輸送の用に供する船舶の交通の確保に著しく時間を要することが懸念されます。